

答申第 907 号
諮問第 1597 号

件名：特定の市で廃棄物処理業の取消しとなった特定の事業者に関し、廃棄物処理業の許可及び許可の取消しに関する一切の情報等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 9 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
本件不開示決定は、不開示決定をすべきではないものを、不開示決定で対処したもので、違法な処分であり、取り消されるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、A 市が廃棄物処理業の取消処分を行った特定の事業者に関する文書を求めるものであった。仮に当該事業者が A 市から廃棄物処理業の取消処分を受けていた場合に、A 市が当該処分から年月を経過しているなどとして現時点において当該処分について公開していないときは、当該事業者が廃棄物処理業の取消しという行政処分を受けたという事実自体が当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、当該事業者が廃棄物処理業の取消しを受けたかどうかという事実を答えることが不開示情報に該当するため、当該事実に関する文書の存否を答えることができない。

一方で、仮に当該事業者が A 市から廃棄物処理業の取消処分を受けており、A 市が当該処分について現時点において公開している場合には、当該

事業者が廃棄物処理業の取消しを受けたということが分かる文書の存否を明らかにしても、不開示情報を開示することにはならない。

このため、A 市が公開している廃棄物処理業の取消しに関するものと、同市が公開していない廃棄物処理業の取消しに関するものと、本件開示請求の内容を分別することとした。

そして、本件請求対象文書は、A 市が公開している廃棄物処理業の取消しに関し、当該取消処分を受けた事業者の中に「B 社」という事業者がある場合における、当該事業者に関する、「廃棄物処理業の許可及び許可の取消しに関する一切の情報」、「最終処分場に埋立てを依頼した業者が分かる一切の情報」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で行政指導又は行政処分を受けたか否かが分かる一切の情報」が記載された文書であると解した。

なお、A 市が公開していない廃棄物処理業の取消しに関し、当該取消処分を受けた事業者の中に「B 社」という事業者名がある場合における上記文書についての決定は、30 循環第 504-2 号で存否応答拒否による不開示決定を行っている。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件開示請求を受け、A 市が公開している行政処分に関する情報を確認したところ、当該情報の同市が廃棄物処理業の取消処分を行った事業者の中に「B 社」という事業者は存在しなかった。

なお、A 市によると、同市が廃棄物処理業の取消しなどの行政処分を行った場合は、行政処分情報を 5 年間公開し、その後は公開終了とした上で、不開示情報として取り扱っているとのことである。環境省のウェブページの産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報においても、全ての自治体による行政処分情報を過去 5 年間公開しており、国と市の公開期間の考え方は同等である。

以上から、本件請求対象文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

ア 本件開示請求書の「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、A 市で「廃棄物処理業の取り消しと

なった」B社に関し、「廃棄物処理業の許可及び許可の取消に関する一切の情報」、「最終処分場に埋立てを依頼した業者がわかる一切の情報」及び「廃棄物処理法違反で行政指導、行政処分を受けたか否かがわかる一切の情報」と記載されていた。

本件開示請求は、B社がA市から廃棄物処理業の取消しという行政処分を受けたことを前提としてなされたものである。

A市から行政処分を受けたことを前提として、事業者名を指定した開示請求がなされた場合、仮に当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすると、指定された事業者が行政処分を受けたか否かが明らかとなると認められる。

イ 実施機関によれば、特定の事業者が行政処分を受けたか否かの情報は、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、当該情報の存否を答えることが不開示情報に該当するため、当該情報に関する文書の存否を答えることができないとのことである。しかし、当該情報は、5年を経過するまでの間はA市において公開することとしていることから、A市が本件開示請求時点で当該情報について公開している場合には、当該情報に関する文書の存否を明らかにしても不開示情報を開示することにならないとのことである。そのため、本件開示請求の内容をA市が公開しているものと公開していないものとに分別したとのことである。

そして、実施機関は、A市が公開しているものについては不存在による不開示決定を、A市が公開していないものについては前述の理由により存否応答拒否による不開示決定を行ったものである。

ウ 本件審査請求は、A市が公開しているものについて行った不存在による不開示決定に対するものであり、本件請求対象文書は、A市が公開している廃棄物処理業の取消しに関するもののうち、B社に関する「廃棄物処理業の許可及び許可の取消しに関する一切の情報」、「最終処分場に埋立てを依頼した業者が分かる一切の情報」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で行政指導又は行政処分を受けたか否かが分かる一切の情報」である。

(3) 本件請求対象文書の存否について

前記(2)イで述べたとおり、特定の事業者が行政処分を受けた場合には、5年間は公開されているとのことであるから、公開期間においては、「A市で廃棄物処理業の取消しとなった」事業者の名称を答えても当該事業者の正当な利益を害するおそれはないと考えられる。

そして、A市が公開している、同市が行った廃棄物処理業の取消処分を行った事業者の中に「B社」という事業者名があれば、「A市で廃棄物処理業の取消しとなったB社」に関する文書を探索し、その後、開示決定等を行うことができたものと考えられる。

しかしながら、実施機関によれば、本件開示請求時点においてA市が公開している行政処分に関する情報を確認したところ、同市が廃棄物処理業の取消処分を行った事業者の中に「B社」という名称の事業者は存在しなかったとのことである。

よって、A市の公開期間においては、「A市で廃棄物処理業の取消しとなったB社」は存在せず、探索の対象となる文書が存在しないことから、実施機関は本件請求対象文書が存在しないとし不存在による不開示決定を行ったとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

A市で廃棄物処理業の取り消しとなった「B社」に関し、

- 1 廃棄物処理業の許可及び許可の取消に関する一切の情報
- 2 最終処分場に埋立てを依頼した業者がわかる一切の情報
- 3 廃棄物処理法違反で行政指導、行政処分を受けたか否かがわかる一切の情報

【A市で公開している廃棄物処理業の取消しに関するもの】

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 3. 26	諮問 (弁明書の写しを添付)
1. 5. 28 (第 574 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 27 (第 575 回審査会)	審議
1. 7. 29	答申